

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	英語電子教材の利用	空幕LPS-K00089-2	
		承認	令和 6年 6月21日
		作成	令和 6年 6月21日
		改正	令和 7年 5月19日
			令和 8年 5月21日
作成部隊等名	航空幕僚監部 人事教育部 人事教育計画課教育室		

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊において利用する英語電子教材の利用（以下，“役務”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、C&LPS-Y00007の1.2によるほか、次による。

1.2.1

TOEIC

TOEIC Listening&Reading Test（以下，“TOEIC”という。）、TOEIC Bridge Listening&Reading Test及びTOEIC Speaking&Writing Tests

1.2.2

CEFR

Common European Framework of Reference for Languages（ヨーロッパ言語共通参照枠。以下，“CEFR”という。）

1.2.3

TOEIC等

TOEIC及びCEFR

1.2.4

英語電子教材

航空自衛隊において利用する英語の学習用のアプリケーションであり、PC、スマートフォン、タブレットを用いた英語（TOEIC等、CEFR）学習用教材

品 名	英語電子教材の利用
-----	-----------

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合（法令等を除く。）は、この仕様書に定める内容が優先する。

a) 仕様書

C & L P S - Y 0 0 0 0 7 調達品等一般共通仕様書

b) 法令

著作権法（昭和45年法律第48号）

2 英語電子教材に関する要求

2.1 英語電子教材の内容

英語電子教材は、利用者だけでなく、利用者の進捗状況を監督できる管理者モードを搭載しているものとする。また、英語電子教材はインターネット環境が整っている条件下において、時間や場所を問わず、学習が可能なものとし、履行期間は、令和8年8月1日から令和9年7月31日までとする。

2.2 構成

品名、構成、数量は、表による。

表一品名・構成・数量

品名	教材の構成・数量
英語電子教材	<p>航空自衛隊に所属する全隊員（46,000人）が一般利用者用アカウントを、別に80人の隊員が1 on 1 レッスン利用者用アカウントを利用できるものとし、それぞれ、次の利用者用又は管理者用を選択可能なものとする。</p> <p>一般利用者用アカウント 次のコンテンツが一般利用者用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習の習熟度を測るテストの搭載 ・英単語学習（TOEICのスコアアップ及びCEFRのレベル向上に必要な英単語）搭載 ・TOEIC等の対策（目標300点から860点まで幅広く対応）搭載 ・CEFRに即した学習教材（目標A2からC2まで幅広く対応）搭載 ・TOEIC及びCEFRの能力向上につながる動画及びコンテンツを搭載 ・英語の4技能（読む、聞く、書く、話す）についても学習できるコンテンツ等、様々な学習機能を搭載 ・米空軍等との調整に活用できる軍事英語の学習を搭載

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 軍事英語を含む、場面ごとの英会話学習機能を搭載 ・ AI 英会話を搭載（使用制限なし） ・ 業務遂行におけるシーンでの英語の学習機能を搭載
	<p>1 o n 1 レッスン利用者用アカウント 次のコンテンツが一般利用者用アプリケーションに含まれ、利用可能であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般利用者用の要件を含めたサービスを搭載 ・ テレビ会議等による 1 対 1 のオンライン英会話教育を搭載 ・ 上記オンライン英会話教育では、レッスンが 24 時間のスケジュール内から選択可能であること ・ 1 日のレッスン受講回数に上限がないこと ・ 1 日 2 4 時間、オンライン英会話教育が可能であること ・ 1 人の受講枠は、1 回分が 6 カ月間で 1 0 時間以上のレッスンを受講できるものとし、8 月～翌年 1 月と翌年 2 月～7 月の 2 回分（合計 2 0 時間）で受講できること ・ 与えられたレッスン時間（1 0 時間以上）分を一度に先々まで予約できること ・ 予約やキャンセルがプラットフォーム上だけでなく、電話、メール又はアプリ内チャットの内、二つ以上の手段で実施できること。 ・ レッスン予定時間の 1 時間前までであれば、当該レッスンの受講時間分の権利を失うことなくキャンセルできること ・ 上記オンライン英会話教育では、プロフェッショナルなスキルや経験を保有している講師であること
	<p>管理者用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学習進捗の確認（個人学習者毎の学習履歴や習熟度の確認）搭載及び進捗指導の活用ができる。 ・ 管理者から管理する利用者に利用コースの設定が可能であり、実施されたコンテンツの完了状況の確認までをシステムで一元化できる。 ・ 学習履歴や課題等について、CSV 等により出力し、データとして管理することができる。
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者情報を登録できる ・ アプリコンテンツに関する問い合わせ又はトラブルの対応（カスタマーサポート）が電話及びメールで実施できる。（問い合わせをしてから営業日 48 時間以内） ・ 使用する端末の OS のバージョンアップ等の変更があった際には英語電子アプリの動作、機能等に障害が生じないように、英語電子アプリのプログラム更新等のサポートの対応ができる。

品 名	英語電子教材の利用
-----	-----------

2.3 対応機器・動作環境

- a) PCについてはブラウザを使用して、学習できること。
- b) スマートフォン及びタブレットは、アプリを使用して学習できること。

3 納入

英語電子教材は、納入期限を令和8年7月10日とし、アカウント（ID及びパスワード）を官側に納入するものとする。

4 包装

なし。

5 検査

検査は、関係標準契約条項及び契約担当官の定めるところによる。

6 著作権の取り扱い

- a) この仕様書に示す英語電子教材に関し、著作権法第27条及び第28条を含むアプリを使用するために必要な著作権を官側に無償で譲渡するものとする。
- b) 官側が承認した場合を除き、本業務の本英語電子教材に関する著作権者人格権を行使しないものとする。
- c) a)及びb)にかかわらず、本仕様書に示す納入物に契約相手方が既に著作権を保有しているものを含む場合は、契約相手方が既に著作権を保有しているものの著作権についてだけ、契約相手方に帰属する。
- d) 本仕様書に示す納入物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合は、契約相手方が当該著作物の使用に必要な費用の負担、使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。
- e) この仕様書に示す納入物に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合には、当該紛争の原因が専ら官側の責めに帰す場合を除き、契約相手方の責任と負担において一切を処理すること。

7 その他

官側に対し、納入前に見本（テストアカウント）を提出し、承認を受けるものとする。

8 仕様書の疑義

この仕様書に規定のない事項又は疑義が生じた場合は、速やかに契約担当官と書面により協議するものとする。